

令和7年(2025年)2月10日

飯山市長 江沢 岸生 様

飯山市国民健康保険運営協議会
会 長 久保田 桂子

飯山市国民健康保険税の課税額等について (答 申)

令和7年(2025年)2月4日付市環第319号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

記

1 県が目指す保険税率統一に向けた令和7年度の国民健康保険税の改定について

令和3年3月に県が策定した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づく県内保険税(料)率統一に向けては、今後の被保険者数や事業費納付金の変動に対応するための繰越金(基金)を確保し、国民健康保険特別会計の安定的な運営を図りながら資産割率を引き下げることが望ましいことから、これまで段階的に資産割率を引き下げてきたが、現在の財政状況を踏まえれば、令和7年度の国民健康保険税の改定にあたっては、資産割率は廃止とすることが適当と判断する。

2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について

令和7年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。

3 付 記

上記1、2より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る資産割率については、別紙に記載のとおり廃止が適当。なお、県が示す納付金額が令和7年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和7年4月1日とされたい。